

困つたなあ「

卷之三

娘の忘れ形見の孫を 婿が引き取りたいと…

私たち夫婦は共に70歳になりました。40歳半ばになる息子はずっと独身で結婚する気もなく、孫はとうに諦めました。娘は大学を卒業後に恋愛結婚をし、孫が一人生まれました。今14歳、中学3年生です。

婿も我々も、あと一人子供を熱望していましたが、娘は難産に懲りたらしく首を縊に振らずそのまま分しゃかりきに働いていました。これでは結婚生活も壊れてしまふと折に触れて注意もしていったのですが、案の定、孫が小学校に上がって間もなく離婚になりました。親権は娘が取つて姓は戻しませんでした。婿は孫娘のことでの相談です。

以後きちんと養育費を払ってくれ、時々子供に会いに来ました。ただ、離婚の3年後には職場の方と再婚をされ、息子さんも出来て、幸せに過ごされています。娘は、2年前にがんが見つかった時にはすでに手遅れで、闘病の甲斐なく、昨年末亡くなつてしましました。まだ40歳でした。葬儀には娘も来てくれました。葬儀には婿も来てくれましたが、その3ヶ月後には折り入つて話があるとのこと。言われ

るには、「娘は父親である自分が引き取りたい」と。「やはり子供には親が必要だし、今の妻も納得してくれている」と。もし継母にも可愛がつてもらえるのなら孫も幸せでしょうが、ただ、我々には娘の忘れ形見です。老い先短い我々が娘に先立たれ、孫まで失つては今後どのように生きていけばよいのか途方に暮れています。



端から見るに、今は多感な寺
ばかりしているし、自分の考
えを持っているものです。

持つ親が亡くなつたからといって、もう一人の親が自動的に親権者になるわけではありません。特に、父親の浮気や金銭問題、暴力などが原因で別れた場合は、父親が親権変更の申し立てをしても裁判所は認めず、実際に面倒を見ている母方の祖父母のうちどちらかを後見人に選任することはよくあります。子供の年齢が高い場合には本人の希望も

のは父親がとても良い方で、子への愛情を持つておられることですね。もちろん繼母は他人なので、うまくやつていくのは難しいかもしませんが、肝心のお孫さんはどうしたいのでしょうかね。周りが思うより子供は

端から見ると、今は多感な時期だし、高校受験・大学受験を控えて、新しい家族とやつていくのは大変かもしれません。このまま環境を変えたくないというのであれば、親権者を父親にして、これまで通り祖父母と暮らしてもよいのですよ。親権というものは、生活を共にするというよりむしろ法的なものなので、入学時の保護者になる、経済的な援助者になるとすることが主に持っているのです。

眼ですし、もともと子供が20歳になるまでのものです。あと、6年。

お孫さんにとって親子の縁は決して切れないし、温かく見守つてくれる父親がいて、その家族がいて、腹違いの弟がいると、いうのは大変心強いことだと思います。同じように、一緒に住んでも住まなくとも祖父母との関係も決して切れはしないので、悲観的に考えることはないと思

いますよ。

眼ですし、もともと子供が20歳になるまでのものです。あと、6年。

旅かいで 脱走いの弟かいると
いうのは大変心強いことだと思います。
同じように、一緒に住んでも住まなくとも祖父母との
関係も決して切れはしないので、
悲観的に考えることはないと思
いますよ。

親権者を父親にして、これまで通り暮らしてもよいです。
お孫さんがどうしたいか、考え方を聞いてみては。

佐々木知子の 法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授